

令和4年第4回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年5月27日（金）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩 靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	教育指導課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子どもわくわく課長	
	保育課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	20号	東京都北区学童クラブの設置及び実施場所の変更について	承認
2	21号	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	22号	令和4年度東京都北区一般会計補正予算（第2号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
4	20号	東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した令和4年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の報告について	了承

令和4年第4回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年5月27日（金） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、令和4年第4回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに日程第1、第20号議案「東京都北区学童クラブの設置及び実施場所の変更について」及び、日程第2、第21号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を一括して議題に供します。

子どもわくわく課長から説明をお願いいたします。

子どもわくわく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長

それでは私からは、第20号議案及び第21号議案の条例改正に係る意見聴取のうち、北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明申し上げます。

まず、第20号議案の2ページ、説明欄をご覧ください。

本件は学童クラブの実施場所を変更するとともに、新たな学童クラブを設置するため、本案を提出するものでございます。

お隣、3ページの参考資料をご覧ください。

1の要旨です。

王子小学校の学童クラブの実施場所を増築棟へ変更するとともに、学童クラブを増設するものでございます。

恐れ入りますが、第21号議案の11ページにあります案内図、それから12ページの配置図も併せてご覧ください。

王子小学校につきましては、児童数の増加や35人学級制の導入から将来的な普通教室の確保が課題となってございました。その対応のため11ページ案内図、下段中央に記載のとおり、学校敷地に隣接する旧育ち愛ほっと館跡地に地上2階建て、計8室から成る増築棟を建設し、機能を移設することで、将来的な学校内の普通教室の確保を図ることとしてございます。

20号議案の3ページ、参考資料の資料下段の経過等を示した表をご覧ください。

現在、王子小学校につきましては、表の右から2列目のとおり、校舎内に3クラブと旧桜田小学校に2クラブの計5クラブとなっております。本年8月末の増設と完成後につきましては、現行の王子っ子クラブ第一から第三につきましては、その面積及び定員設定が普通教室サイズよりも大きいこと。また、現在登録数が234名となっていることから、新たに王子っ子クラブ第六を新設し、6クラブ、定員240名体制といたします。これにより、区内全体の学童クラブは81クラブ、定員3,490人となること

ろでございます。

また、放課後子ども教室につきましては、この学童クラブの移転、増設に併せまして、現在の校舎内から増築棟へ移転し、機能をこの増築棟で集約することといたします。

3、今後の予定です。

7月より開設準備といたしまして、夏季休業期間前には保護者説明会を、また、王子っ子クラブ第六の新設及び職員配置追加に伴う契約変更手続等を行いまして、9月から増築棟による運営を開始いたします。

以上、ご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、第21号議案について、教育指導課長から引き続き説明がございます。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私から令和4年第2回北区議会定例会に上程する見込みとなりました、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、区長から意見聴取がきておりますので、改正の内容をご説明いたします。

お手元の資料の3ページ、北区議会定例会第38号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」をおめくりいただき、5ページの説明欄をご覧ください。

他団体との均衡を図り、教員特殊勤務手当の上限額を改定するため、この条例案を提出いたします。

教員特殊業務手当についてご説明いたします。教員特殊業務手当とは、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給する特殊勤務手当であり、教員等の勤務の特殊性に着目して支給される手当です。

それでは、具体的な条例改正の内容を説明いたします。お手元の資料6ページ、新旧対照表をご覧ください。

第17条第3項、現行の従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内においてと規定している部分を、従事した日1日につき16,000円を超えない範囲内においてと改正いたします。本条例案可決後、6月または7月に教育委員会規則の改正を本委員会へ上程させていただく予定です。

最後に施行規則でございます。公布の日から施行することとし、令和4年4月1日以降の勤務について適用いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正に係る意見聴取の説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、質疑またはご意見、ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、特に反対意見はないようですので、2件の議案につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第20議案及び第21号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第3、第22号議案「令和4年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは第22号議案でございます。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

本議案は令和4年第2回北区議会定例会に提出する議案の作成に当たりまして、項番の1にお示しの補正予算について、教育委員会の意見を求められたものでございます。

4ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

こちら、両部の予算を合算してお示ししてございます。詳細につきましては、後ほど教育振興部と子ども未来部、それぞれご説明させていただきます。

まず上の表、歳入をご覧ください。縦の列、右から2列目が補正額の欄となっております。一番下の歳入合計で6,522万2,000円の増額でございます。

次に下の表、歳出をご覧ください。それぞれ第3款福祉費、第8款教育費となっております。同じように右から2列目が補正額の欄でございます。一番下の歳出合計で、5億8,989万2,000円の増額となっております。

続きまして、その下、第2表債務負担行為の補正でございます。

予算につきましては、単年度主義が原則でございますが、複数年にわたりまして業務委託あるいは大規模な工事等の契約につきまして、あらかじめ定められた期限及び限度額の範囲で予算執行を行うことを前もって議会に了解を得て執行できるものでございます。

今回は浮間小学校増築等実施設計の業務委託の1件でございます。業務が今年度から

令和5年度までの2か年にわたることから、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、詳細につきまして、教育振興部に関連するものは教育政策課長から、子ども未来部に関連するものは子ども未来課長から順にご説明をいたします。

最初に5ページをお願いいたします。左肩に第22号議案参考資料①と記載されているA4一枚ものの資料をご覧ください。こちらが教育振興部分でございます。

下段の表、歳出をご覧ください。

第8款教育費の第2項小学校費、学校管理費の(1)学校施設整備費でございます。1,210万円の増額でございます。増減の理由につきましては、増減説明欄にお示しのとおりでございますが、浮間小学校について、今後見込まれます普通教室の不足や児童数の増加に対応するために、令和7年4月に向けた増築校舎整備などの設計委託のために、必要な経費を計上するものでございます。委託期間が令和5年度までの2か年にわたりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

その下、学校給食費の(1)学校給食管理需要費でございます。2,850万円余の増額でございます。物価高騰に伴う学校給食用食材の一部公費負担ということで、急激な食材費の高騰を受けまして、これまでどおりの学校給食の提供が厳しい状況を踏まえまして、令和4年度中の緊急的な措置として、学校給食用食材のうち牛乳の一部を公費で購入する方法により支援し、保護者が負担する給食費は据え置いたまま学校給食の質の確保を図るものでございます。

その下、学校保健費の(1)学校保健管理需要費でございます。990万円余の増額でございます。区立小中学校におけます新型コロナウイルス対策として、いわゆる濃厚接触者の特定を減らし、学校活動を可能な限り予定どおり実施していくため、主に給食時などに机の上に設置する折り畳み式の飛沫防止パーティションなど、感染対策用消耗品を購入するための経費を計上するものでございます。こちらにつきましては、迅速な対策の実施のため、既存予算を活用しまして、各学校の状況に応じた対策を進めているところでございます。

その下、第3項中学校費、学校給食費の(1)学校給食管理需要費でございます。1,380万円余の増額でございます。内容といたしましては、小学校費と同様でございます。

さらにその下、学校保健費の(1)学校保健管理需要費でございます。330万円余の増額でございます。こちらにつきましても、内容といたしましては小学校費と同様でございます。

上の表、歳入をご覧ください。

学校机用飛沫防止パーティション等の新型コロナウイルス感染対策用消耗品の購入に関わるものでございます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、(1)の学校保健特別対策事業費補助金でございます。補助金の補助率が2分の1で660万円余を計上するものでございます。

以上が教育振興部に関わる補正予算でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

続きまして、子ども未来部分につきましては、子ども未来課長から説明をいたしま

す。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

続けて、子ども未来部所管事業の説明に入ります。

1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。左上に第22号議案説明資料②と書いてある表になっている資料でございます。こちらが子ども未来部分でございます。

表が2つございますが、下の表、歳出から説明を行います。

第3款福祉費の第4項児童福祉費のうち、まず一番上、児童福祉総務費でございます。(1)子どもの未来応援事業で330万円の増額となっております。理由は2つございまして、1つは養育費確保支援事業における公正証書を作成、補助等による負担金補助金及び交付金として130万円でございます。これはご夫婦が離婚した際にお子様を扶養される方に対し、養育費の支払いがきちんと履行されることを目的に行うものでございます。残り200万につきましては、貧困世帯向けに寄付金を活用した支援事業に係る経費としてございます。現在、詳しい内容を検討しているところでございます。

その下、(2)でございます。ベビーシッター利用支援事業費でございまして、225万円の増額となっております。待機児童対策を目的としたベビーシッター利用支援につきましましては、当初予算で予算を計上してございますが、今回新型コロナウイルス感染症の状況により、保育園が休園になった場合に保護者がベビーシッターにお子様を預ける費用について、補助を行う経費を計上してございます。こちらでございますが、昨年度も同様の事業をやっておりまして、今年度分につきましては、東京都の補助に関する要綱が遅れて示されたため、補正予算での対応となっております。

次に(3)小学校等臨時休業対応ベビーシッター利用支援事業でございまして、360万円の増額です。先ほど説明した事業の対象が保育園児ではなく、小学生となった場合の補助経費となり新規事業となっております。後ほど所管課長より説明がございました。

次に児童保育費でございます。(1)の民間保育所運営支援事業のみで、6,897万8,000円の増額となります。この事業費は、民間保育所における人材確保や業務負担の軽減等を経費の面から支援する事業になってございます。

今回の補正予算に計上する項目は3つございまして、1つは保育士の処遇改善、臨時特別交付金が423万でございます。当初予算では、認可保育施設の保育士等の処遇改善加算内容を計上してございましたが、認可外施設も東京都の補助スキームが今回示されたことから補正予算での対応としてございます。

2つ目が新型コロナウイルス感染症に伴う利用者負担軽減補助で、184万8,000円となっております。こちらは認可保育施設が新型コロナウイルス感染症の状況に

より、児童の受入れができなかった場合に、保護者に月額保育料を日割りで還付した場合に、その施設としては還付した分の収入は減ってしまうわけなので、その経費相当分を補助するといったものになります。

3つ目が新型コロナウイルス感染症対策補助に伴う負担金、6,290万円でございます。これは各保育施設が行う新型コロナウイルス感染症対策の経費の補助金となっております。

歳出の最後、子育て支援費でございますが、(1)家事支援用品購入支援事業費として、4億1,210万円の増額をしております。こちらは東京都が今年度限り実施する補助制度を活用して行うものでございまして、子育て世帯が家事、育児を軽減するための家電用品の購入を支援するもので、令和元年度から令和3年度に生まれたお子様がいる世帯に、対象児童1人当たり5万円相当の家電量販店商品券などを支給するものとなっております。

なお東京都の補助制度では、保育施設利用のない児童のみを補助対象としてございますが、北区では保育施設の利用の有無にかかわらず支給を行うよう検討しております。

次に、歳入、上の表をご覧ください。

第14款国庫支出金の第2項国庫負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費として、民間保育所運営支援事業に充当されます。

次に第15款の都支出金のうち、(1)委託保育実施費につきましては、ベビーシッター利用支援事業及び民間保育所運営事業に当てられます。

(2)子ども・子育て交付金でございますが、これも民間保育所運営支援事業費などに充当されます。

その他については、増減説明のとおりでございます。

最後、その表の一番下でございますが、第17款寄付金でございます。こちらにつきましては、子ども未来応援事業費に充当することとなっております。なお、先ほど、家電支援用品購入支援事業費につきまして、東京都の補助制度を活用すると申し上げましたが、こちらママパパ応援事業という東京都の事業になりますので、歳入につきましては、区長部局である健康部で取り扱うこととなりますので、教育委員会資料には掲載されません。

以上、ご説明を申し上げます。

子どもわく
わく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

私からは、学校等臨時休業対応に係るベビーシッター利用助成の実施について、説明を申し上げます。資料7ページの第22号議案参考資料③、こちらをご覧くださいと存じます。

1の要旨でございます。

新型コロナウイルスにより、小学校や学童クラブ等が臨時休業となった際に、小学生の保護者がベビーシッターの利用を余儀なくされた場合に、その利用料の負担軽減を図るため、東京都の補助率10分の10の補助を活用した利用助成事業を実施するものでございます。こちらは東京都の補助対象が、これまでの未就学児から小学生までに拡大されたことを受けて行うものでございます。

2の利用要件等でございます。

(1) 対象は区内在住の小学生で、私立小学校等に通う児童も含むことといたします。

(2) 利用可能時間は1日当たり8時間まで。

(3) 助成額は1時間当たり2,250円を上限といたします。また、別途月額2万円を上限にベビーシッターが自宅まで訪問した際の交通費補助を実施いたします。

(4) ベビーシッターの要件はお示しのとおりでございますが、事業の実施に当たりましては、本事業の案内やホームページにおいて、こちら記載がございますACSA、公益社団法人全国保育サービス協会加盟会社のリスト等を基に周知していく予定でございます。なお、東京都内では36の事業者が加盟しているというところでございます。

(5) 助成対象期間でございます。本年4月1日から当面の間といたしまして、4月1日からの利用分まで遡って適応させていただきます。

補足の説明は以上です。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

清正教育長 説明、ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見、ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明、ありがとうございました。

前回、名島委員からも、給食費について質問があったところですが、今回牛乳を補助するというので、全体をカバーするというお話がありましたが、今、野菜の高騰などがニュースでも報道されていますが、今年度については給食費の値上げをしなくても大丈夫ということよろしいでしょうか。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 今年度につきましては、保護者負担によります給食費の改定は予定しておりません。今回、食材費の高騰を踏まえまして値上げ分に相当する金額について、公費で支援をする予定でございます。以上でございます。

清正教育長

よろしいですか。
ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に報告事項に移ります。

日程第4、報告第20号「東京都北区教育委員会事案決定規則第9条第1項の規定に基づき処理した令和4年度東京都北区一般会計補正予算（第1号）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の報告について」、子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

では、報告第20号についてご説明いたします。

議案を2枚おめくりください。区長の公印がついた意見聴取の紙があるかと思いますが、北区長から教育委員会に対し、令和4年度東京都北区一般会計予算（第1号）について意見聴取がございました。

お手数です。1ページにお戻りいただけますでしょうか。

後ほど詳しく説明させていただきますが、これは子育て世帯の生活支援特別給付金の支給に関する予算でございます。国から支援を必要とする方については可能な限り、6月中に支給といった方針が示されておりまして、また5月20日に区議会臨時会が開催される日程というのが示されてございましたので、今回教育委員会に図ることが難しく、教育長の専決処分により異議がない旨、回答したことにつきまして、今回報告をさせていただきますということでございます。

また資料3枚おめくりいただけますでしょうか。今回の補正予算の歳入歳出がございまして、まず、下の段これが歳出を表しておりまして、3億5,785万円を今回補正するということでございます。

上段の表は歳入を示しており、事業費全額がこの国庫補助金、国庫支出金により賄われるということでございます。

1枚資料をおめくりいただけますでしょうか。その内訳でございますが、今回の給付

金は国でコロナ禍における原油価格、物価高騰など総合緊急対策を踏まえたものになりまして、食費等の物価購入などの直面する低所得の子育て世帯、ひとり親世帯ですとか、低所得のふたり親世帯ですとか、そういった方々を支援するため支給することとなっております。支給額は児童1人当たり一律5万円となります。児童扶養手当の支給対象者及び児童手当、もしくは特別児童扶養手当受給者のうち、非課税世帯の方につきましては区が手当の支払い口座を把握してございますので、申請不要としてございます。

一方で、今年度に入ってから家計が急変した世帯などにつきましては、申請を受け付けた上で支給するといった形にしてございます。

予算額上は、対象児童数を6,400人と見込んでございます。予算額には給付金のほかコールセンターの設置委託などの事務経費を含む形としてございます。

なお、昨年度も同じ用件で特別給付金の交付事業を行ってございますが、実績としては5,700人、対象児童がいたということでございます。

以上、雑駁ではございますが、ご説明とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見、ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ここで、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和4年第4回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。